

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 2 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管課（部） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企 画 課
障害福祉課

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大に係る簡易計算ツール等の送付について

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 6 月 3 日付けで公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）については、当該改正法の内容の一部である高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大（改正法第 76 条の 2 第 1 項関係）に係る事務手続について、平成 29 年 11 月 14 日付け「平成 30 年度施行予定の高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大に係る事務手続等について（事前連絡）」にて事務の取扱いについて周知しているところです。

支給対象の拡大により支給される高額障害福祉サービス等給付費（以下「新高額障害福祉サービス等給付費」という。）の支給事務について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への委託が可能となるのは平成 30 年 11 月以降となる見込みですが、この度、新高額障害福祉サービス等給付費の支給のための簡易計算ツールを送付いたします。各市町村におかれましては、当面の支給事務において、必要に応じて当該簡易計算ツールをご活用ください。

併せて、平成 30 年 3 月 26 日付け「『介護給付費等に係る支給決定事務等について』等の送付について」により送付した「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」内「別冊『高額障害福祉サービス等給付費等に関する支給認定について』」及び「参考『新高額障害福祉サービス等給付費等に係る Q&A』」の一部に追記及び修正を行いましたので、訂正版を送付いたします。

各都道府県におかれましては、この旨を管内市町村に周知いただくようお願いいたします。

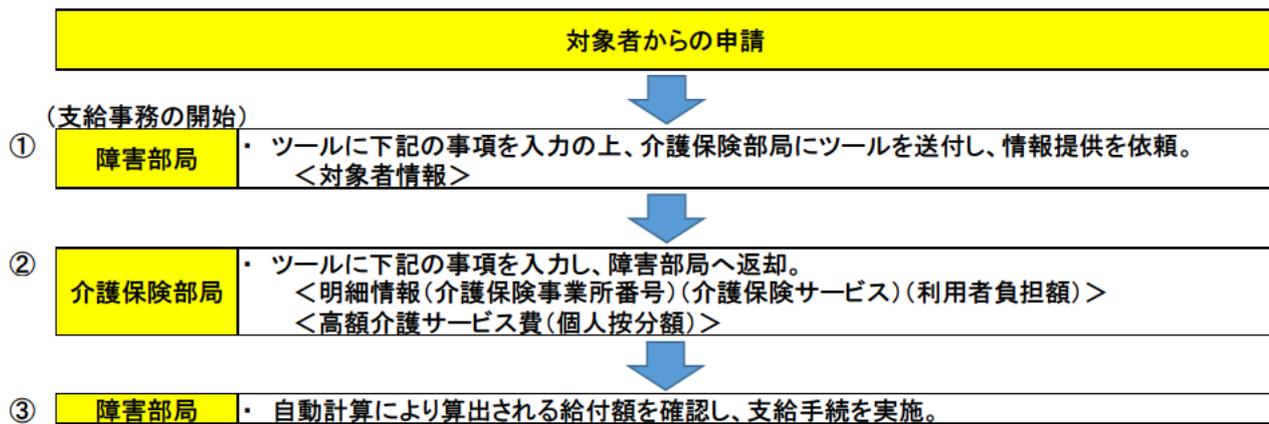
なお、本事務連絡については、老健局介護保険計画とも協議済みであることを念のため申し添えます。

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大に係る簡易計算ツールにおける留意事項

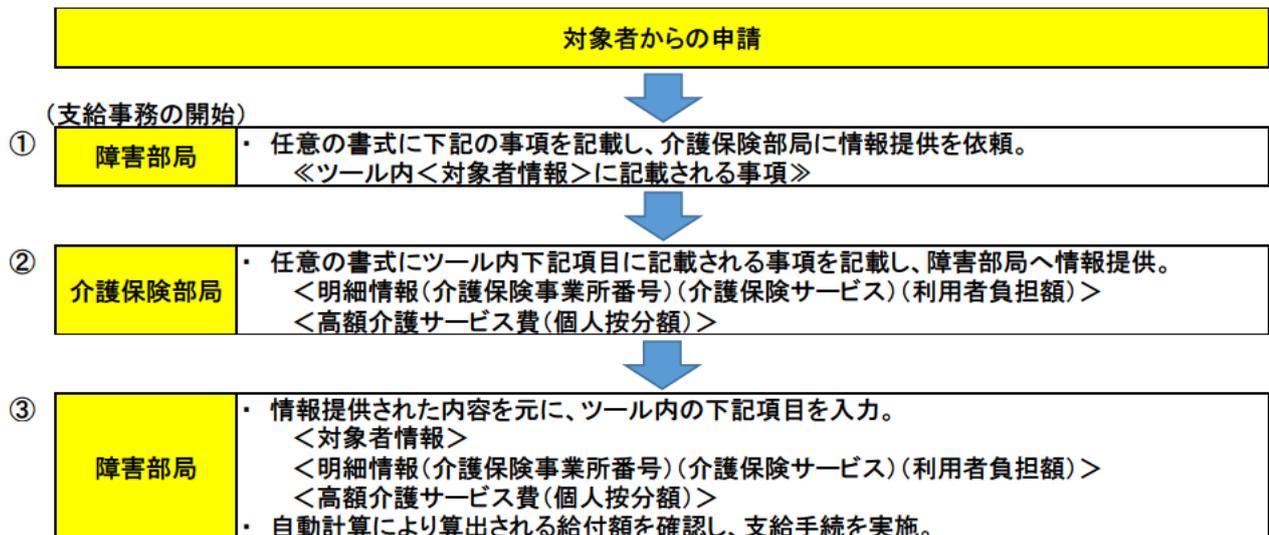
【利用の流れ】

簡易計算ツールの利用にあたっては、以下のパターンが想定される。

《ケース 1》



《ケース 2》



【その他】

<高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費との併給調整について>

簡易計算ツールでの計算を予定している平成 30 年 4 月分以降の新高額障害福祉サービス等給付費について、国保連合会システムへの委託後になされる高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費との併給調整については、市町

村（障害部局）の委託情報及び台帳情報等の整備並びに簡易計算ツールにより計算した給付額を給付実績情報として国保連合会システムに登録することにより、簡易計算ツールにより計算・支給した結果を高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費との併給調整に反映することが可能である。